

次世代育成支援対策推進法（抄）

(平成 15 年 7 月 16 日、法律第 120 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都

道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の

次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

子ども・子育て支援法（抄）

（平成24年8月22日、法律第65号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総

合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（国民の責務）

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（定義）

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

- 2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

- 2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規

定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第六項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園(認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。)及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。)をいう。

5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。

一 認定こども園(保育所等(認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。)であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号口及び第六章において同じ。)

二 幼稚園(第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節(第五十八条の九第六項第三号口を除く。)、第五十九条第三号口及び第六章において同じ。)

三 特別支援学校(学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。)

四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。)のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他

の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの

ロ 認定こども園法第三条第十一項の規定による公示がされたもの

ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの

五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育(教育又は保育をいう。以下同じ。)であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを探する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの

イ 認定こども園(保育所等であるものを除く。)、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間

ロ 認定こども園(保育所等であるものに限る。) イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間

六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業(前号に掲げる事業に該当するものを除く。)

七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業(同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。)のうち、市町村が実施することのあることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

第四章 地域子ども・子育て支援事業

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

- 二 教育・保育給付認定保護者であつて、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯(当該教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育(特定教育・保育(保育に限る。)、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。)の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。)以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育(保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。)を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業
- 三 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業
- イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育(以下このイにおいて「特定教育・保育等」という。)を受けた場合における日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの
- ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援(特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。)を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの
- 四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
- 五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業
- 六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業
- 七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業
- 八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第

- 一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同法第二十五条の七第一項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業
- 九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業
- 十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業
- 十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業
- 十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業
- 十三 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

2 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

第五章 子ども・子育て支援事業計画 (市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようと

- する教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
- 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
- 二 教育・保育情報の公表に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

第七章 子ども・子育て会議等

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

子どもの貧困対策の推進に関する法律（抄）

（平成 25 年 6 月 26 日、法律第 64 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。
- 4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

第二章 基本的施策

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

- 2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
 - 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
 - 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
 - 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
 - 五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項
- 3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。
 - 6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

（都道府県計画等）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

静岡県社会福祉審議会条例

(平成 12 年条例第 10 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に規定する静岡県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務を行う委員)

第3条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(調査審議事項等の特例)

第5条 審議会は、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

- 2 審議会は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 4 項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理する。
- 3 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条の規定に基づき、同条に規定する事項を調査審議する。

(専門分科会)

第6条 審議会に、法第 11 条第 2 項に規定する専門分科会を置く。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮

って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。（静岡県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止）
- 2 静岡県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（昭和 62 年静岡県条例第 9 号）は、廃止する。（経過措置）
- 3 この条例の施行の際に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）による改正前の社会福祉事業法第 6 条第 2 項に規定する静岡県社会福祉審議会（以下「旧審議会」という。）の委員又は臨時委員である者は、それぞれ第 1 条に規定する静岡県社会福祉審議会（以下「新審議会」という。）の委員又は臨時委員として任命されたものとみなす。この場合において、新審議会の委員としての任期は、旧審議会の委員として任命された日から起算する。

附 則（平成 12 年 7 月 25 日条例第 54 号）

(施行期日)

この条例は、平成 12 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 25 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の第 5 条第 3 項の規定の例により調査審議することができる。

静岡県社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律 第 45 号）第 7 条第 1 項に基づき設置された静岡県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、静岡県社会福祉審議会条例（平成 12 年条例第 10 号）第 8 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

(臨時委員の任期)

第2条の2 臨時委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第2条の3 審議会に委員長が指名する副委員長 1 人を置く。
2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に次の専門分科会を置く。

名称	所掌事項
障害者福祉専門分科会	心身障害（児）者の福祉に関する事項
老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項
児童福祉専門分科会	児童及び母子家庭等の福祉に関する事項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項

- 2 審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。
- 6 審議会は、児童福祉に関する事項のうち、里親及び保護受託者の登録の認定に関して意見を求められたときは、児童福祉専門分科会の意見をもって審議会の意見とする。

(審査部会)

第4条 審議会は、次の各号について諮問を受け
又は意見を求められたときは、審査部会の決議

又は意見をもって審議会の決議又は意見とする。

- (1) 身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたとき
- (2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定に
関し意見を求められたとき
- (3) 更生医療を担当する医療機関の指定又は取
消に關し意見を求められたとき
- 2 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する
委員の互選によって定める。
部会長は会務を掌理する。
- 3 審査部会長に事故あるときは、審査部会長が
あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(児童処遇特別部会、児童虐待検証部会及び子 ども・子育て支援部会)

第5条 審議会の児童福祉専門分科会に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 6 項に規定する措置に係る諮問に答えるとともに、同法第 33 条の 15 第 2 項に規定する報告に対する意見を述べるため、児童処遇特別部会（以下「特別部会」という。）を、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 4 条第 5 項に規定する重大な虐待事例に関する検証を行うため、児童虐待検証部会（以下「検証部会」という。）を、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 4 項各号に掲げる事務を処理するため、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項に規定する意見、並びに児童福祉法第 35 条第 6 項、第 46 条第 4 項（保育所に係るものに限る。）及び第 59 条第 5 項（認可外保育施設に係るものに限る。）に規定する意見を述べるため、子ども・子育て支援部会（以下「支援部会」という。）を設けるものとする。

- 2 特別部会、検証部会及び支援部会に属すべき委員及び臨時委員は、次のとおりとする。
 - (1) 委員 児童福祉専門分科会に属する委員のうちから児童福祉専門分科会長が指名する者、又は障害者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会に属する委員のうちから児童福祉専門分科会長の依頼に基づき委員長が指名する者
 - (2) 臨時委員 法律、医療等の専門家及び学識経験のある者のうちから知事が任命する者
- 3 審議会は、児童福祉法第 27 条第 6 項に規定する措置に関して意見を求められたときは、特別部会の意見をもって審議会の意見とする。
- 4 審議会は、児童福祉法第 33 条の 15 第 3 項に規定する意見を述べるときは、特別部会の意見をもって審議会の意見とする。
- 5 審議会は、子ども・子育て支援法第 77 条第 4 項各号に掲げる事務を処理するときは、支援部会の決議をもって審議会の決議とする。
- 6 審議会は、認定こども園法第 17 条第 3 項、第

- 21条第2項及び第22条2項に規定する意見を述べるときは、支援部会の意見をもって審議会の意見とする。
- 7 審議会は、児童福祉法第35条第6項、第46条第4項（保育所に係るものに限る。）及び第59条第5項（認可外保育施設に係るものに限る。）に規定する意見を述べるときは、支援部会の意見をもって審議会の意見とする。
- 8 特別部会、検証部会及び支援部会に部会長を置き、各部会に属する委員の互選によって定める。部会長は会務を掌理する。
- 9 特別部会長、検証部会長及び支援部会長に事故あるときは、特別部会長、検証部会長及び支援部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

- 第6条** 専門分科会、審査部会、特別部会、検証部会及び支援部会は、分科会長又は部会長がそれぞれ招集し、その議長となる。
- 2 専門分科会の議事その他運営に関し必要な事項は、分科会長が専門分科会に諮って定める。
- 3 審査部会の議事その他運営に関し必要な事項は、部会長が審査部会に諮って定める。
- 4 特別部会、検証部会及び支援部会の議事その他運営に関し必要な事項は、部会長が特別部会、検証部会及び支援部会に諮って定める。

（幹事及び書記）

- 第7条** 審議会に幹事及び書記若干名を置き、関係行政機関の職員のうちから委員長が任命する。
- 2 幹事は審議会の所掌事務について、委員長及び委員を補佐する。
- 3 書記は委員長の指揮を受けて庶務に従事する。

（雑則）

- 第8条** この要綱に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和40年2月16日から施行する。
- 2 令第1条の3第1項の規定にかかわらず、第1回の審議会の招集は、健康福祉部長が行う。

附 則

この要綱は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年11月17日から施行する。ただし、第2項に掲げる規定は、当該項に定める日から施行する。

2 この要綱の第5条第1項、第6項については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

3 この要綱による改正後の第5条第1項、第6項の施行の日前においても、この要綱による改正後の第5条第1項、第6項の規定の例により意見を述べることができる。

4 この要綱の施行の際に静岡県社会福祉審議会の臨時委員で任期の定めのない者の任期は、この要綱の施行の日から起算する。

附 則

1 この改正は、静岡県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成26年静岡県条例第73号）の施行の日から施行する。

2 ただし、前項に規定する日前においても、改正後の第5条第1項及び第7項の規定の例により意見を述べることができる。

附 則

この要綱は、平成31年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月21日から施行する。

静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て支援部会 委員名簿

(五十音順、敬称略、◎部会長)

委員氏名	役 職
相田 芳久	一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会 顧問 (学校法人相愛学園 理事長)
秋山 辰巳	一般社団法人静岡県経営者協会 専務理事
内山 千穂	日本労働組合総連合会静岡県連合会 広報・教育局長兼男女共同参画局長
海野 展由	常葉大学健康プロデュース学部 教授
大嶽 知之	清水町教育委員会事務局こども未来課長(静岡県町村会推薦)
大村 千容子	静岡県国公立幼稚園・こども園長会 事務局次長
岡田 進	静岡県校長会(富士市立須津小学校 校長)
片瀬 紀子	静岡県地域活動連絡協議会 副会長
◎ 白井 千晶	静岡大学人文社会科学部 教授
竹居 昭子	静岡県児童養護施設協議会 (児童養護施設川奈臨海学園 施設長)
土山 雅之	静岡県保育連合会 会長 (社会福祉法人護汝会 白道保育園 園長)
永倉 みゆき	静岡県立大学短期大学部 教授
安田 佳子	静岡県PTA連絡協議会 副会長
山内 一彦	藤枝市健康福祉部長(静岡県市長会推薦)
吉川 慶子	静岡県保育士会 会長 (社会福祉法人聖心会 理事長)

静岡県少子化対策協議会設置要綱**(設置)**

第1 地域における少子化対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づく静岡県少子化対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 少子化対策に係る施策の提言及び関係団体の施策の推進
- (2) 静岡県行動計画の策定及び推進に関する助言
- (3) 市町村行動計画の策定及び推進への支援等に関する助言
- (4) その他協議会設置の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3 協議会は、委員22名以内で構成する。
2 委員は、雇用、保育、保健、福祉、教育、生活環境等の分野から知事が委嘱する。

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に、会長及び副会長を置く。
2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6 協議会は、必要があるときは、専門部会を置くことができる。
2 専門部会に属すべき専門委員は、別に定めるところにより、知事が任命又は委嘱する。
3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する専門委員の互選によって定める。
4 専門部会の議事その他運営に関し必要な事項は、別に定める。

(会議)

第7 協議会は、会長が招集し、主宰する。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、健康福祉部こども未来局こども未来課において処理する。

附 則

1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。
2 しづおか子育て支援推進協議会設置要綱は、廃止する。

附 則

この改正は、平成17年6月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年6月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年6月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年7月20日から施行し、改正後の第8の規定は、平成24年5月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

静岡県少子化対策協議会 委員名簿

(五十音順、敬称略、○会長、○副会長)

委員氏名	役 職
秋山 辰巳	一般社団法人静岡県経営者協会 専務理事
種田 賢二	静岡県児童養護施設協議会 (社会福祉法人芙蓉会 ひまわり園 施設長)
加陽 直実	一般社団法人静岡県医師会 理事
川崎 敦子	静岡県校長会 (静岡市立安東小学校 校長)
○ 佐藤 克昭	佐藤経済研究所 所長
下位 桂子	NPO法人静岡県男女共同参画センター交流会議 副代表理事
杉本 真美	お母さん業界新聞静岡版 前編集長
千葉 一道	一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会 理事長 (学校法人清水花園学園 理事長)
松本 春美	静岡労働局 雇用環境・均等室長
○ 山田 美津子	静岡福祉大学子ども学部 学部長・教授
山田 有美子	公益社団法人静岡県母子寡婦福祉連合会
山梨 秀人	日本労働組合総連合会静岡県連合会 政治局長
吉川 慶子	静岡県保育連合会 副会長 (静岡県保育士会 会長 / 社会福祉法人聖心会 理事長)
渡邊 公人	一般社団法人静岡県子ども会連合会 副会長
渡部 達也	NPO法人ゆめ・まち・ねっと 代表理事